



平成 20 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 森下仁丹株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 駒村 純一  
(コード番号 4524 東証、大証各第 2 部)  
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 武貞 文隆  
電 話 番 号 06-6761-1131(代表)

## 自己株式取得に係る事項決定に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 20 年 10 月 29 日付の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

株主価値の向上を図ると同時に機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行います。

#### 2. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得しうる株式の総数	300千株(上限) (発行済株式総数に対する割合 1.45%)
(3)株式の取得価額の総額	84百万円(上限)
(4)取得する期間	平成 20 年 10 月 30 日から平成 20 年 12 月 29 日まで

#### (ご参考)

平成 20 年 9 月 30 日時点での自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	20,683,352 株
自己株式数	66,648 株

以 上